

大規模小売店舗立地法に定める必要書類等作成要領 [滋賀県]

本要領について

1 本要領の性格

本要領は、大規模小売店舗立地法、同施行令、同施行規則、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針、並びに滋賀県大規模小売店舗立地法届出等手続要綱に基づき、大規模小売店舗を設置する者が行う、届出書等の必要書類の作成について示すものです。

2 本要領の構成

本要領は、「 . 届出事項」及び「 . その他提出書類」から構成されており、は 上記法第5条第1項及び施行規則第3条において、届出書として義務づけられている項目、 法第5条第2項及び施行規則第4条第1項において、法第5条第1項の届出の添付書類として提出が義務づけられている項目について、また、 は上記指針等において示されている留意すべき事項や参照すべき事項について、その記載要領を示すものです。

3 記載上の留意点

本要領は、大規模小売店舗の新設案件用に作成していますが、店舗面積の増加、施設の配置に関する事項及び施設の運営方法に関する事項等の変更を行おうとする場合、その内容について現状と変更後の比較が出来るように記載してください。

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

大規模小売店舗届出書

年 月 日

滋賀県知事

建物設置者氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：（仮称とする場合は、開店後、法第6条第1項届出が必要となることに注意してください。）

所在地：（所在地は計画地の土地登記簿上の地番・筆数を記載してください。）

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

番号	氏名または名称	住 所	法人代表者氏名

3 大規模小売店舗の新設をする日

年 月 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

店舗面積： m²

参 考：各棟各階ごとの店舗面積

階数	棟	棟
2 F	m ²	m ²
1 F	m ²	m ²
計	m ²	m ²

店舗面積1,000m²以下の既存店舗を拡張することにより、基準面積を超える場合は、欄外に既存店舗の店舗面積を記載してください。

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
別添図面 No.	台
別添図面 No.	台
計	台

建物配置図・各階平面図に位置を示してください。

(2) 駐輪場（原動機付自転車含む）の位置及び収容台数

位 置	収容台数
別添図面 No.	台
別添図面 No.	台
計	台

1) 建物配置図・各階平面図に位置を示してください。

2) 例えば食品スーパーおよび総合スーパーにおいて店舗面積3,000㎡以下の店舗では、平均で店舗面積約35㎡あたり1台となっています。

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
別添図面 No.	㎡
別添図面 No.	㎡
計	㎡

建物配置図・各階平面図に位置を示してください。

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 廃棄物保管施設の計画

位 置	容 量
別添図面 No.	立方m (面積 ㎡×高さ m)
別添図面 No.	立方m (面積 ㎡×高さ m)
計	立方m

イ リサイクル品保管施設の計画

位 置	容 量
別添図面 No.	立方m (面積 ㎡×高さ m)
別添図面 No.	立方m (面積 ㎡×高さ m)
計	立方m

1) 建物配置図・各階平面図に位置を示してください。

2) 「ア 廃棄物保管施設」と「イ リサイクル品保管施設」を共用する場合、その旨を記載してください。

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

番号	氏名または名称	営業時間帯
		. ~ **.**. .
		. ~ **.**. .

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

位 置	利用時間帯
別添図面 No.	**.** ~ **.**. .
別添図面 No.	**.** ~ **.**. .

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位 置	出入の別
別添図面 No.	入口・出口
別添図面 No.	入口・出口
計	ヶ所

店舗周辺図・建物配置図に位置を示してください。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位 置	作業時間帯
別添図面	**:** ~ **:**
別添図面	**:** ~ **:**

荷さばき施設により荷さばきを行うことができる時間帯が異なる場合は、荷さばき施設毎に記載してください。

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

変更届出書

年 月 日

滋賀県知事

建物設置者氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第1項（または法第6条第2項）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：

所在地：

2 変更した事項（法第6条第2項の場合、「変更しようとする事項」）

変更事項の記載方法は上記大規模小売店舗届出書（法第5条第1項）の例によってください。

(1) 変更前

(2) 変更後

3 変更の年月日

年 月 日

4 変更する理由

1) 法第6条第2項の届出には、建物設置者の法人登記簿（個人で、住基ネットで確認が取れない場合は住民票写し）を添付してください。法第6条第1項の届出には、添付不要です。

2) 法第6条第1項届出の対象項目

- ・店舗名称、所在地
- ・建物設置者・小売業者の氏名・名称、住所、代表者氏名

ただし、譲渡や合併による建物設置者の変更は法第11条第3項届出となる。

3) 法第6条第2項届出の対象項目（平成12年6月1日以前からの既存店舗で最初の変更の場合は、法附則第5条第1項の届出）

- ・新設日（新設届出後終了後は除く）
- ・店舗面積合計
- ・施設の配置に関する事項（駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等保管庫）
- ・運営方法に関する事項（開店・閉店時刻、駐車場利用時間帯、駐車場出入口、荷さばき作業時間帯）

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

滋賀県知事

建物設置者氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：

所在地：

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

店舗面積： m²

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

店舗面積： m²

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル（法第3条第2項の規定により都道府県が他の基準面積を定めている区域にあっては、当該他の基準面積）以下となる日

年 月 日

5 変更する理由

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

滋賀県知事

建物設置者氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項（または法第 9 条第 4 項）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：

所在地：

2 変更しようとする事項

変更事項の記載方法は上記大規模小売店舗届出書（法第 5 条第 1 項）の例によってください。

(1) 変更前

(2) 変更後

3 変更する理由

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

承継届出書

年 月 日

滋賀県知事

建物設置者氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法 11 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称：
所在地：
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日
年 月 日
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
氏名名称：
住 所：
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積
店舗面積： m²

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

滋賀県知事

建物設置者氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：

所在地：

2 変更しようとする事項

変更事項の記載方法は上記大規模小売店舗届出書（法第5条第1項）の例によってください。

(1) 変更前

(2) 変更後

3 変更する年月日

年 月 日

4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

番号	氏名または名称	住所	法人代表者氏名
1			
2			

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計（上記2「変更しようとする事項」に記載した場合は省略可）

店舗面積： m²

参 考：各棟各階ごとの店舗面積

階数	棟	棟
2 F	m ²	m ²
1 F	m ²	m ²
計	m ²	m ²

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（上記2「変更しようとする事項」に記載した場合は省略可）

各事項の記載方法は上記大規模小売店舗届出書（法第5条第1項）の例によってください。

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（上記2「変更しようとする事項」に記載した場合は省略可）

各事項の記載方法は上記大規模小売店舗届出書（法第5条第1項）の例によってください。

添付書類（法第5条第2項）

1 法人にあっては登記事項証明書（個人の場合、住民票写し）

個人の場合で、住基ネットにおいて確認が取れない場合は、住民票写しを添付して頂くことがあります。

2 主として販売する物品の種類

番号	小売業者名	主な取扱い商品

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

建物配置図：別添図面（小売店舗部分、駐車場、駐車場出入口、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設、用途地域、騒音予測地点、場内照明灯・広告照明灯、交通整理員配置箇所、敷地隣接道路の形状・車線・歩道・通学路、車両動線を示してください。）

各階平面図：別添図面（小売店舗部分、屋内・屋上駐車場、屋内・屋上駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設を示してください。）

図面には縮尺を記載してください。

4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

(1) 指針による必要駐車台数の算出

事 項 等		各事項算出のための計算式等の根拠
用 途 地 域 1)	商業地区・その他地区	
S：店 舗 面 積 2)	千m ²	
A：店舗面積当たり日來客数原単位		指針p.5参照
B：ピ ー ク 率	14.4%	指針p.5
L：駅 からの 距離 3)	駅から m	店舗と最寄駅改札口の直線距離
C：自 動 車 分 担 率	%	指針p.6参照
D：平 均 乗 車 人 員	人/台	指針p.6参照
E：平均駐車時間係数		指針p.6参照
小売店舗必要駐車台数		$= A \times S \times B \times C \div D \times E$

1) 複数の用途地域にまたがる場合は、店舗の敷地の過半数を占める用途とします。

2) 千未満の数字については、小数点第3位まで表示してください。

3) 駅からの距離は、最寄りの改札口から店舗の入り口を結んだ地図上の直線距離とします。

(2) 併設施設利用者のための駐車台数

下記のア、イのうち、いずれかを選択してください。

ア 併設施設の必要駐車場を小売店舗の外数として算出

利用者数や施設稼働率等を元に併設施設の必要駐車台数を示してください。

イ 併設施設の種類に応じた考え方や数値を目安として必要な駐車台数を推測し、合算して併設施設を含めた必要駐車台数を算出

(ア) オフィス・マンション等併設施設の利用者を小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設の場合

併設施設	戸数等	台数
オフィス		台
マンション		台
併設施設必要駐車台数小計	-	台
小売店舗必要駐車台数	-	台
施設全体の必要駐車台数	-	台

(イ) 飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等併設施設が小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の場合

事 項 等		計算式等
S：店舗面積	m ²	
H：併設施設面積	m ²	併設施設の種類毎に施設の営業の用に直接供する部分の面積の合計を記載してください。 なお、面積の考え方は、顧客にサービス等の提供またはサービス等の選定のために使用する部分とするほか、「大規模小売店舗立地法の解説」法第2条第1項【補足説明】等の例に依るものとします。 記載例) フードコート : 1,000m ² アミューズメント : 500m ² スポーツクラブ : 500m ²
X：併設施設の割合	(%)	= H / S × 100
R：指針との比率		上記Xの値が 20%以内：小売店舗必要駐車台数の内数で可 20%超50%以内：0.010X + 0.80 50%超80%以内：0.008X + 0.90 80%超：0.002X + 1.38
施設全体の必要駐車台数	台	= R × 上記(1)小売店舗必要駐車台数

計算例 小売店舗の面積がS：5,000m²、併設施設面積がH：2,000m²の場合

X：併設施設の割合 40 = 2,000m² ÷ 5,000m² × 100

R：指針との比率 1.20 = 0.010 × X40 + 0.80

施設全体の必要駐車台数 = 小売店舗必要駐車台数 × R1.20

(ウ) 小売店舗以上の集客力を有する併設施設と一体になっている場合(小売店舗が大規模なアミューズメント施設や博覧会施設の一部である場合)

主たる施設の必要駐車台数を示してください。

(3) 特別な事情による必要駐車台数の算出(特別な事情がある場合のみ記載)

- ・特別な事情の説明
- ・必要駐車台数及びその算出根拠

既存類似店のデータを根拠とする場合は、併せて店舗面積その他の店舗特性、立地する地区の特性、開店時期、その他の地域の事情の類似性を示すとともに、可能な限り多くの店舗のデータを提示してください。

(4) その他駐車場の規模に関する計画

ア 従業員等駐車台数

事 項	店舗用駐車場と共用・別途の別	必要台数	備 考
従業員駐車場	共用・別途	台	従業員数 人
業務用車両駐車場	共用・別途	台	
搬出入車両駐車場	共用・別途	台	
合 計		台	

従業員の数に応じた駐車場を用意しない場合は、その理由を示してください。

イ 駐車場の構造、収容台数、面積、契約形態等

位置	駐車場構造	収容台数	駐車区画の大きさ	契約形態
別添図面 No.		台	m x m	
別添図面 No.		台	m x m	

駐 車 場 構 造		契約形態
建物外平面駐車場(自走式)	専用駐車場ビル(自走式)	自社所有 民間契約 公共駐車場
地下駐車場(自走式)	屋上等建物内設置方式(地下を除く・自走式)	
平面駐車場(機械式・専用建物)	平面駐車場(機械式・共用建物)	
循環駐車場(機械式・専用建物)	循環駐車場(機械式・共用建物)	

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口数及び位置を設定するために必要な事項

(1) 敷地周辺の道路の状況

項目	No. 1	No. 2	No. 3
道路幅員	13m	4m	10m
交通規制 1)		北側一方通行	
歩道の有無・幅員	両側各2m	なし	片側1.5m
通学路の有無	あり	なし	なし

- 1) 一方通行、進入禁止、通行止め等の規制があれば記載してください。
2) 上記項目を店舗周辺図に示してください。

(2) 開店後の周辺道路の交通量予測

予測対象交差点の位置：別添図面

交通容量比：車線毎における交通処理の可否を示す目安。1.0以上だと処理不可。

需要率：交差点全体における交通処理の可否を示す目安。1.0以上だと処理不可。

ア 交差点

(ア) 平日**:*~**:*

a 開店前

流入方向	国道 号南西		市道北西	国道 号北東		市道南東
車線	左折・直進	右折	左折・直進・右折	左折・直進	右折	左折・直進・右折
交通容量比						
需要率						



b 開店後

流入方向	国道 号南西		市道北西	国道 号北東		市道南東
車線	左折・直進	右折	左折・直進・右折	左折・直進	右折	左折・直進・右折
交通容量比						
需要率						

(イ) 休日**:*~**:*

a 開店前

流入方向	国道 号南西		市道北西	国道 号北東		市道南東
車 線	左折・直進	右折	左折・直進・右折	左折・直進	右折	左折・直進・右折
交通容量比						
需要率						



b 開店後

流入方向	国道 号南西		市道北西	国道 号北東		市道南東
車 線	左折・直進	右折	左折・直進・右折	左折・直進	右折	左折・直進・右折
交通容量比						
需要率						

別途、下記の資料を添付してください。

- ・予測手順
- ・発生交通量積算の根拠となる資料
 - 記載事項：発生交通量、商圈、来店方向毎の世帯数・人口等の一覧表、出典資料名、来店方向比率等
- ・来退店経路設定
- ・現況交通量調査
 - 記載事項：調査対象交差点、調査日時、調査方法、方向別時間帯別通行量の一覧表、方向別交通量を示す交差点模式図等
- ・飽和交通流率および交差点飽和度の計算表
 - (計算方法は社団法人交通工学研究会「改訂 平面交差の計画と設計」を参照してください。)
- ・交差点の構造を表す図面
 - 記載事項：車線数、車線方向(直進、右折、左折)、車線幅員、車線滞留長、横断歩道の有無・位置等
- ・信号現示状況を表す資料
 - 記載事項：信号現示パターン、パターン毎の現示時間等、方向別有効青時間比
- ・その他予測に必要な資料

(3) 開店後の周辺道路の交通量予測の評価と対応について

- 1) 予測結果の評価を記入してください。
- 2) 交差点飽和度や混雑度が0.9を超える場合は、駐車場出入口や来店経路の再検討をお願いします。また、0.9に近い場合も、なるべく影響が小さくなるような配慮をお願いします。

(4) 駐車場の設置に当たっての配慮事項

項 目	具体的な内容
歩行者の安全確保等	歩道と交差する来客車両・搬出入車両出入口の見通し確保、車両の出入庫を示す表示、出入口における車両と歩行者の動線分離等、歩行者の安全確保に関する取り組み内容を記入してください。
駐車場からの排気ガス	

(5) 駐車場の入庫処理能力

駐車場 番 号	出入口 の場所	1時間当たりの入庫処理能力		ピーク1時間に予想される来客の自動車台数	
		台 数	算出根拠等	台 数	算出根拠等
		台		台	

- 1) 駐車場番号および出入口の場所は、別添配置図に示した番号を記載してください。
- 2) ゲート入庫処理時間=メーカーから提供される1台当たりの処理時間+乗客の乗降時間

(6) 駐車待ちスペース

駐車場 番号	出入口 の場所	駐車待ち スペース	発券 ブース	駐車待ちスペースがある場合		駐車待ちスペースがない場合
				長さ	算出根拠	設置しない理由・対策
		有・無	有・無	m		

自走式駐車場であって発券ブース等により入庫を一時的に遮る場合には、指針に示された以下の計算式によることが可能です。(当該入口の1分当たりの来台数×1.6-当該入口の1分当たり入庫処理可能台数)×6(m:平均車頭間隔)

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

(1) 駐車場への案内経路

店舗周辺図：別添図面

交通量予測の結果や生活道路、通学路、医療・療養施設等の状況を踏まえて経路を設定してください。

特に深夜に営業活動を行う店舗においては、深夜の案内経路を慎重に設定してください。

(2) 経路等を来店者に知らせる方法

項目	具体的な内容
看板の設置	(場内および場外での設置場所、内容等)
ちらしの配布	(配布方法、配布範囲等)
交通整理員の配置	(配置場所、人数、配置日時等)
その他	

来店経路を大きく迂回させる場合や、やむを得ず右折入出場を行う場合には、誘導方法・安全策の有効性を十分に検討してください。

(3) その他設置者が行う交通対策等

上記(1)(2)以外に、繁忙期の自動車での来店自粛の呼び掛け、来客への公共交通機関の利用促進等の対応を行う場合に、その内容を記載してください。

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

搬出入時間帯	積載重量	搬出入車両数
7:00~9:00	t車	台
	t車	台
9:00~17:00	4t車	6台
	10t車	2台
17:00~19:00	2t車	2台
	4t車	1台
19:00~22:00	t車	台
	t車	台
22:00~翌7:00	t車	台
	t車	台

1台あたりの荷さばき処理時間	分/台
ピーク時における搬出入車両台数	台/時
荷さばき施設の同時作業可能台数	別添図面 No. : 台
	別添図面 No. : 台
搬出入車両の待機スペース	大きさ: m ² (m × m)
	位置: 別添図面

車両重量ごとの搬出入計画を記載してください。

8 遮音壁・緑地帯を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

項目	具体的な騒音対策の内容
施設の配置等	別添図面
遮音壁の設置の有無	あり・なし 高さ： 厚さ： 材質：
遮音壁を設置する場合は、周辺住民との協議予定の有無	あり・なし
緑地帯の設置の有無	あり・なし 高さ： 幅：
遮音壁・緑地帯を設置する際の周辺住民との協議の有無	あり・なし

防音効果を期待しない修景目的のみの緑地帯の場合、当項目に記載して頂く必要はございません。

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面

項目	設置の有無	使用時間帯	騒音対策
冷却塔	あり・なし	**:*~**:*	1)
冷暖房室外機	あり・なし	**:*~**:*	1)
冷凍・冷蔵庫室外機	あり・なし	**:*~**:*	1)
送風機	あり・なし	**:*~**:*	2)
キュービクル	あり・なし	**:*~**:*	
外部スピーカ	あり・なし	**:*~**:*	
3)その他	あり・なし	**:*~**:*	

1) 冷却塔、冷暖房室外機、冷凍・冷蔵庫室外機の騒音対策

機器周辺の遮音効果を高めること、低騒音機器の導入、機器周辺の吸音処理（周辺の壁に吸音性の高い素材を使用する等）といった配慮事項を記載してください。

2) 送風機の騒音対策

吹き出し口、吸い込み口の形状の検討、低騒音型の送風機等の導入等といった配慮事項を記載してください。

3) 上記以外に騒音発生源となる設備がある場合は、記載してください。

騒音発生源・騒音予測地点位置図：別途図面（上記建物配置図や各階平面図をベースとして、車両動線や設備、作業等の騒音発生源位置、騒音予測地点、用途地域、縮尺を記載してください。）

10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果及び算出根拠

騒音発生源・騒音予測地点位置図：別途図面

予測地点	昼間（6:00～22:00）		夜間（22:00～6:00）		用途地域	備考
	予測値 L_{Aeq}	環境基準	予測値 L_{Aeq}	環境基準		
A	dB	dB以下	dB	dB以下		
B	dB	dB以下	dB	dB以下		
C	dB	dB以下	dB	dB以下		
D	dB	dB以下	dB	dB以下		

- 1) 騒音予測地点については、原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地した又は立地可能な住居等の屋外とします。
- 2) 騒音予測地点を建物配置図上に表示してください。
- 3) 大規模小売店舗立地法第6条第2項または附則第5条第1項に基づく届出を行う場合には、各騒音源の騒音レベルを測定し、その実測値を用いて予測・評価してください。
- 4) 騒音発生源の例としては下記の通りです。
 - 定常騒音：冷却塔、冷暖房室外機、冷凍・冷蔵庫室外機、送風機、キューピクル
 - 変動騒音：自動車走行騒音、荷さばきアイドルリング、荷さばき後進ブザー、リフト昇降音、台車走行騒音、廃棄物収集作業、外部スピーカ
 - 衝撃騒音：荷さばき荷下ろし音、リフト衝撃音、荷さばき台車走行音、荷さばき車両ドア開閉音
- 5) 設備の騒音レベルにカタログ値を用いる場合は、測定条件に注意するとともに、必要に応じて基準距離、自由空間（無響室）から半自由空間等への補正を行ってください。
- 6) 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から午前6時までとします。
- 7) 予測式等を用いた計算は別添資料として添付してください。

予測結果の評価と対応策の検討：（予測結果が基準を超える場合は、対応の必要性、対応策の内容、防音効果の程度を定量的に検討してください。）

11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

騒音発生源・騒音予測地点位置図：別途図面

予測地点	夜間（22:00～6:00）		用途地域	備考（最大値となる騒音源の種類等）
	予測値 L_{Amax}	規制基準		
a	dB	dB以下		
b	dB	dB以下		
c	dB	dB以下		
d	dB	dB以下		

- 1) 午後10時～午前6時までの時間帯における予測結果とします。
- 2) 予測地点については、大規模小売店舗の敷地の境界線とします。
- 3) 「騒音レベルの最大値」の各予測地点における規制基準値、用途地域を記載してください。
- 4) 定常騒音については「騒音レベル」、変動騒音及び衝撃騒音については「騒音レベルの最大値」の予測値を記載してください。
- 5) 「騒音レベルの最大値」は、騒音計の「時間重み特性F」を用いて測定した場合のものとしてします。
- 6) 大規模小売店舗立地法第6条第2項または附則第5条第1項に基づく届出を行う場合には、各騒音源の騒音レベルを測定し、その実測値を用いて予測・評価してください。

予測結果の評価と対応策の検討：（予測結果が基準を超える場合は、対応の必要性、対応策の内容、防音効果の程度を定量的に検討してください。）

12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

(1) 廃棄物等の排出量等の予測

廃棄物種別	排出量原単位 (t/千m ²)	店舗面積：S		1日当たり廃棄物排出量 (排出量原単位×S)：A	平均保管日数 ：B	見かけ比重 ：C	廃棄物の保管容量 ：A×B÷C
紙製廃棄物等	0.208	6,000m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日	0.10	
	0.011	6,000m ² 超の部分	千m ²	(t)			
				計 t			
金属製廃棄物等	0.007	6,000m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日	0.10 ~ 0.15	
	0.003	6,000m ² 超の部分	千m ²	(t)			
				計 t			
ガラス製廃棄物等	0.006	6,000m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日	0.10 ~ 0.30	
	0.002	6,000m ² 超の部分	千m ²	(t)			
				計 t			
プラスチック製 廃棄物等	0.020	6,000m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日	0.01 ~ 0.04	
	0.003	6,000m ² 超の部分	千m ²	(t)			
				計 t			
生ごみ等	0.169	6,000m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日	0.55	
	0.020	6,000m ² 超の部分	千m ²	(t)			
				計 t			
その他の 可燃性廃棄物等	0.054		千m ²	(t)	日	0.38	
合 計							立方m
廃棄物等保管施設の計画容量（届出書記載の容量合計）							立方m

(2) 特別な事情による廃棄物等の排出量予測

(特別な事情がある場合のみ記載)

特別な事情の説明：

保管容量の算出方式または算出根拠：

(3) 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況

(廃棄物保管施設が小売店舗と共用の場合のみ記載)

保管容量の算出方式または算出根拠：

1) 計画している廃棄物保管施設容量から上記保管容量を差し引いても、確実に小売店舗分の保管容量が確保される様、注意してください。

2) 参考までに飲食店における生ごみの一般的な排出量原単位は0.20kg/m²です。

その他提出書類

1 店舗施設計画の概要

(1) 計画地及び周辺の概要

ア 敷地面積

m²

イ 計画地及び周辺の立地環境等の概要

法令上の用途(ゾーニング)及び立地環境の現況について記載してください(図面、写真を添付してください)。

ウ 現在の土地・建物の状況

計画地の現在の土地及び建物の利用形態を記載してください。

(注)農地の場合は転用の見込みを、工場等建物が現存する場合は、その所有関係(自己所有ではない場合は確保の見通し)について記載してください。

(2) 延床面積・建築面積

階数	延床面積	建築面積
2 F	m ²	
1 F	m ²	
計	m ²	m ²

(3) 建築着工予定及び完成予定

着工予定： 年 月

完成予定： 年 月

2 その他立地法の指針に関する事項

(1) 自動二輪車(原動機付自転車除く)の駐車場

自動二輪車の駐車需要が相当程度見込まれる場合、自動車とは別に自動二輪車の駐車場についても記載してください。

位置	収容台数
別添図面 No.	台
別添図面 No.	台
計	台

(2) 駐輪場の計画

必要駐輪場台数算出根拠

ア 市町の駐輪場附置義務条例による場合(算出方式を明記)

イ その他(算出方式または算出根拠を明記)

商業地区における店舗面積3,000m²以下の食品スーパー・総合スーパーの例では、店舗面積約35m²あたり1台(参考)。

(3) 歩行者の通行の利便の確保

閉店後、敷地の一部が通り抜け可能である場合、歩行者通行の利便性確保のための対策(歩行者通路の確保、通路の表示)、夜間照明等の配置等について記載してください(必要に応じて図面を添付してください)。

(4) 防災対策への協力

災害時の避難場所や緊急時の物資提供に関する協定等について、自治体から締結要請があった場合、必要な協力をお願いします。

(5) 防犯対策

項目	具体的な内容
防犯体制の整備	防犯責任者の指定 : 店長等責任ある者を防犯責任者として指定してください。 従業員への指導 : 日頃から従業員の防犯意識を醸成するための指導に努めてください。
防犯設備の設置	駐車場の暗がりや建物の陰、場内の商品陳列コーナー等に死角ができないように、防犯灯やミラー、防犯カメラ等の設置を検討してください。 防犯カメラの設置や運用に当たっては、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に基づく「防犯カメラの運用に関する指針」を踏まえ、指針に準拠した管理が行われるようお願いします。
場内の防犯対策	犯罪や少年非行の防止のため、定期的に警備員等による場内巡回、声掛け等、犯罪の発生状況に応じた対応をお願いします。 店舗内は、見通しを確保し、監視性を高める構造としてください。
駐車場の防犯対策	照明設備の充実 : 地下・屋内駐車場では床面2ルクス以上、車路10ルクス以上、屋外駐車場では夜間に人の行動を視認できる照度を確保してください。 死角の排除 : 防音壁等との兼ね合いもありますが、できる限り駐車場の外周は周囲から見通しが確保できるフェンス、柵等で区分された構造を検討してください。 駐車場等の閉鎖 : 駐車場や荷さばき施設を利用しない時間帯は出入口を物理的に閉めてください。
駐輪場の防犯対策	照明設備の充実 : 床面において3ルクス以上の照度を確保してください。 自転車盗難防止装置の設置 : チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置により、整列した駐輪を促し、自転車盗難防止に努めてください。
その他	関係機関との協力 : 防犯対策について、警察、自治体、地元自治会等から協力要請があった場合には、必要な協力をお願いします。

(6) 騒音対策の概要

ア 療養施設、社会福祉施設等の有無等、店舗立地場所周辺の状況

騒音対策上、店舗敷地の近隣において特に配慮を要するこれらの施設があれば記載の上、店舗周辺図に図示してください。

イ 外部スピーカーによるBGM等の営業宣伝活動の予定

外部スピーカーの有無、BGM等の時間帯及び具体的な騒音対策の内容を記入してください。

ウ 施設面・運用面における騒音対策の概要

	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
荷さばき作業		
駐 車 場		
廃棄物収集作業		

1) 荷さばき作業の騒音対策

施設面 : 十分なスペースの確保による作業時間の短縮、施設の屋内化、作業場の床の緩衝機能を有するクッション製の素材の採用あるいは内装面の吸音材の使用等による吸音・遮音等、施設に関する配慮事項を記載してください。

運用面 : 作業時間の制限、作業車両に対するアイドリング禁止の徹底、低騒音型機器の導入、作業人員への騒音防止意識への徹底等、作業時又は機器選択での配慮事項を記載してください。

2) 駐車場の騒音対策

施設面：駐車場の屋内化、天井・壁の吸音処理、立体駐車場等におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策床、低騒音舗装、床の段差の回避等、施設に関する配慮事項を記載してください。

運用面：駐車場利用時間帯の制限、誘導員・監視員による場内走行の円滑化、アイドリングストップ・構内徐行の周知、見回りの実施等、運用上の配慮事項を記載してください。

3) 廃棄物収集作業の騒音対策

施設面：廃棄物収集場所の屋内化、吸音材の使用による防音等、施設に関する配慮事項を記載してください。

運用面：廃棄物運搬業者への騒音抑制意識向上への働きかけ、深夜・早朝における作業回避等、運営上の配慮事項を記載してください。

(7) 廃棄物対策等

ア 廃棄物等の分別、保管、運搬、処分再生計画

(ア) 排出・分別処理する廃棄物の処理方法（分別、保管、運搬、再生・処分）

排出・分別する廃棄物等の種類	排出量 (t/年)	敷地内処理	保管施設の位置	保管方法	再資源化量	再資源化割合	再資源化方法
一般廃棄物（例：紙類、厨芥、繊維、木くず等）							
例： 厨芥	100t	なし	別添図面 No.	袋に入れて冷蔵庫内に保管	0t	0%	
紙くず	50t	なし	別添図面 No.	カゴ車により整理	50t	100%	原料化
産業廃棄物（例：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、廃棄物処理法の分類によること）							
例： 廃プラスチック類	20t	なし	別添図面 No.	専用カゴに入れて保管	15t	75%	原料化
金属くず	10t	なし	別添図面 No.	専用カゴに入れて保管	10t	100%	原料化

本表では、店舗運営上、実際に排出する見込みの物品、量について記載してください。

(イ) 廃棄物の敷地内処理

項目	種類（上記イの「排出・分別する廃棄物等の種類」ごとに記載）
処理の具体的な方法	
処理関連施設の内容	
処理施設の悪臭対策	
処理施設の防音対策	

イ 廃棄物減量化およびリサイクルについての配慮

廃棄物減量化やリサイクルを推進するために行う活動およびその内容についての地域の住民等への情報公開を推進するための取り組みについて記載してください。

ウ 廃棄物に関連した生活環境問題への対応策

以下の内容について記載してください。

- ・生ごみから発生する悪臭や汚水流出を防止するための対策。
- ・食品加工場から発生する調理臭や排出される汚水からの悪臭の発散を防止するための関連設備の位置および構造、対策。
- ・廃棄物等保管場所に持ち込むまでの小売業者による廃棄物等の適切な管理方策。
- ・廃棄物の保管施設の密閉性の確保、必要に応じた適正な温度管理の実施等防臭・除臭のための適切な対策等。

(8) 街並みづくりへの配慮等

ア 街並みづくり等への配慮事項

- ・建物完成予想図または立面図（可能でしたら着色図面をお願いします。）
- ・既に周辺地域全体として商店街等のアーケード整備や街路に面する敷地の植栽等、連続性を必要とする街並みづくりへの配慮について記載してください。

イ 景観への配慮

景観法に基づく景観計画、景観地区等の趣旨に沿った施設の配置や構造の工夫について記載してください。

ウ 屋外照明・広告塔照明灯の計画と光害対策

項 目	具体的な内容
場内照明・ 広告塔照明の配置	別添図面
点灯時間	日没～**:**
光害対策	店舗付近の住宅や農地に光が差し込まないように、照明の配置や照射方向を調節してください。

【再掲】添付資料・図面

1 法人登記事項証明書（個人の場合、住民票写し）

個人の場合で、住基ネットにおいて確認が取れない場合は、住民票写しを添付して頂くことがあります。

2 広域周辺図

縮尺：店舗を中心に商圈を示すことができる程度の範囲としてください。

記載事項：店舗位置、商圈、来客車両経路、最寄駅

3 店舗周辺図

縮尺：概ね 1:1,000 ~ 1:5,000 程度としてください。

記載事項：店舗位置、駐車場出入口、通学路、交通量調査の対象とした交差点位置、来客車両経路、店舗周辺道路の交通規制の状況、敷地外での交通整理員配置箇所

4 建物配置図

縮尺：店舗敷地と等価騒音予測地点が収まる程度としてください。

記載事項：小売店舗部分、駐車場、駐車場出入口、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設、用途地域、騒音予測地点、場内照明灯・広告照明灯、交通整理員配置箇所、敷地隣接道路の形状・車線・歩道・通学路、車両動線

5 各階平面図

縮尺：可能であれば1階部分を建物配置図に入れることにより省略して頂いて結構です。

記載事項：小売店舗部分、屋内・屋上駐車場、屋内・屋上駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設

6 騒音発生源・騒音予測地点位置図

縮尺：上記建物配置図や各階平面図をベースとしてください。

記載事項：車両動線や設備、作業等の騒音発生源位置、騒音予測地点、縮尺

7 建物完成予想図または立面図

可能でしたら着色図面をお願いします。

8 交通量予測資料

- ・予測手順
- ・発生交通量積算の根拠となる資料（発生交通量、商圈、来店方向毎の世帯数・人口等の一覧表、出典資料名、来店方向比率等）
- ・来退店経路設定
- ・現況交通量調査（調査対象交差点、調査日時、調査方法、方向別時間帯別通行量の一覧表、方向別交通量を示す交差点模式図等）
- ・飽和交通流率および交差点飽和度の計算表（計算方法は社団法人交通工学研究会「改訂 平面交差の計画と設計」を参照してください。）
- ・交差点の構造を表す図面（車線数、車線方向（直進、右折、左折）、車線幅員、車線滞留長、横断歩道の有無・位置等）
- ・信号現示状況を表す資料（信号現示パターン、パターン毎の現示時間等、方向別有効青時間比）
- ・その他予測に必要な資料

9 騒音予測資料

- ・予測手順
- ・騒音発生源の設定（予測対象とする騒音源の選定、騒音レベル・単発暴露レベル・音響パワーレベル、騒音継続時間・発生回数等）

- ・騒音予測地点の設定（予測地点の位置、設定理由、予測地点の環境基準・規制基準）
- ・等価騒音レベル・夜間騒音レベル最大値の計算表（計算方法は経済産業省「大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き」他を参照してください。）
- ・設備カタログ、仕様書の写し（騒音レベルにカタログ値を使う場合）
- ・検量証明書等の実測方法・実測状況のわかる資料（実測を伴う場合）
- ・その他予測に必要な資料

参考 1 : 交通量調査結果の記入例

(1) 平日

ア 交差点A 流入

(単位:台)

	左折			直進			右折		
	小型車	大型車	小計	小型車	大型車	小計	小型車	大型車	小計
6:00-7:00									
7:00-8:00									
例示では省略									
20:00-21:00									
21:00-22:00									
合計									

イ 交差点A 流入

以下、交差点毎、流入方向毎に同様の表を記載してください。

(2) 休祭日

ア 交差点A 流入

(単位:台)

	左折			直進			右折		
	小型車	大型車	小計	小型車	大型車	小計	小型車	大型車	小計
6:00-7:00									
7:00-8:00									
例示では省略									
20:00-21:00									
21:00-22:00									
合計									

イ 交差点A 流入

以下、交差点毎、流入方向毎に同様の表を作成してください。

(3) 歩行者数

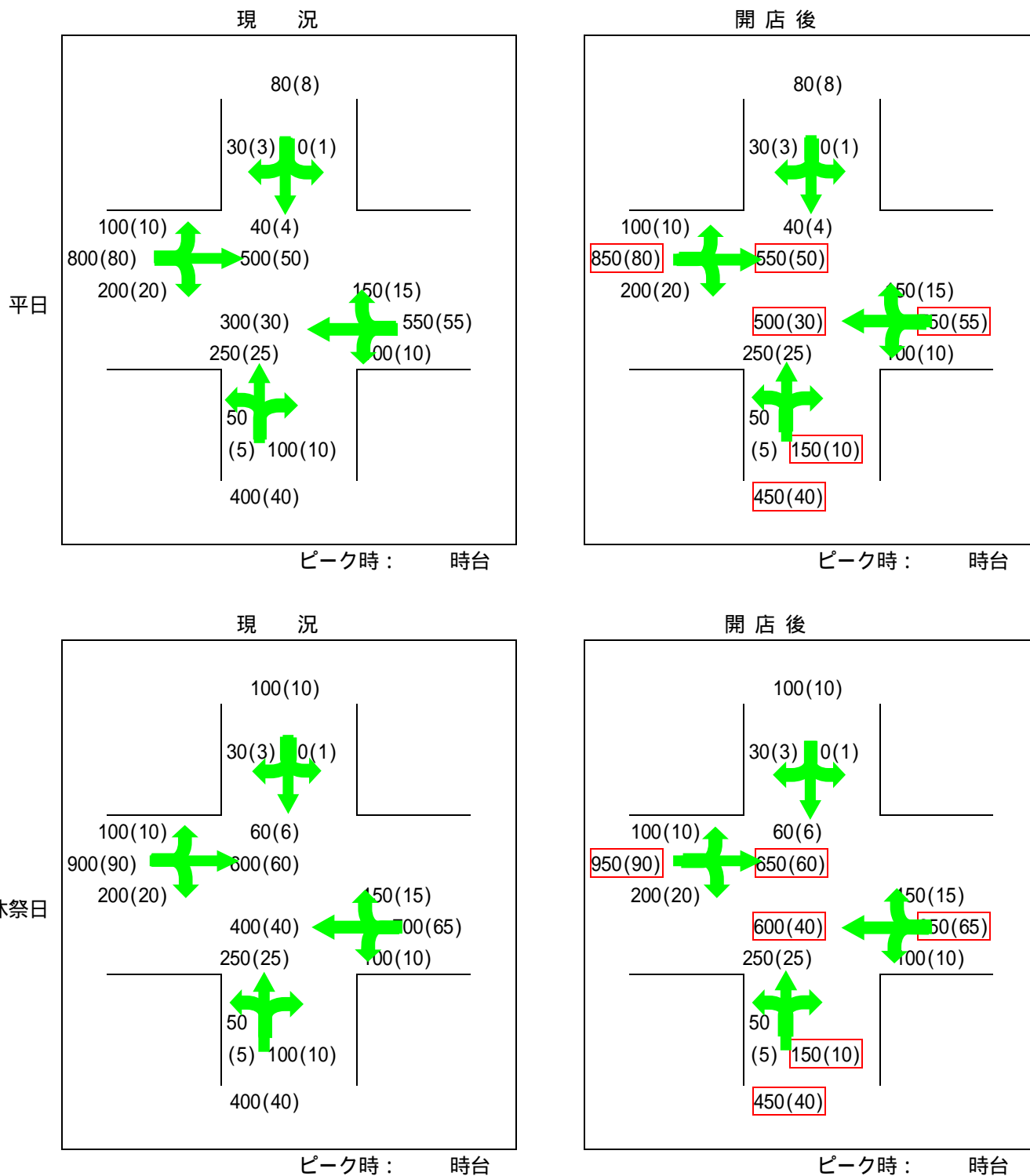
(単位:人)

	断面	断面	断面	断面
6:00-7:00				
7:00-8:00				
例示では省略				
20:00-21:00				
21:00-22:00				
合計				

参考 2 : 現況と開店後における交通量の比較の記入例

(1) 交差点A方向別交通量

()は大型車の内数



図面と上記模式図の向きが一致する様に方向を表す記号を付けてください。
 (ただし、東西南北での記載は、わかりにくいことが多いため、避けてください。)

参考 3：等価騒音レベル、発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果・算出根拠の記入例

(1) 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果及び算出根拠

ア 昼間

騒音発生源		基準距離における騒音レベル等(dB)		騒音継続時間又は騒音発生回数	予測地点までの距離(m)				各予測地点における昼間の等価騒音レベル(dB)			
番号	音源名	騒音レベル等	根拠		A地点	B地点	C地点	D地点	A地点	B地点	C地点	D地点
定常騒音												
	定常騒音等価騒音レベル合成値											
変動騒音												
	変動騒音等価騒音レベル合成値											
衝撃騒音												
	衝撃騒音等価騒音レベル合成値											
車両走行												
	車両走行騒音等価騒音レベル合成値											
昼間(午前6時～午後10時)において店舗から発生する騒音全体の等価騒音レベル												
予測地点における環境基準の値												

- 1) 騒音予測地点については、原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地した又は立地可能な住居等の屋外とします。
- 2) 騒音予測地点を建物配置図上に表示してください。
- 3) 影響を及ぼしうる騒音発生源について、騒音の種類別に記載してください。
- 4) 大規模小売店舗立地法第6条第2項または附則第5条第1項に基づく届出を行う場合には、各騒音源の騒音レベルを測定し、その実測値を用いて予測・評価してください。
- 5) 騒音発生源の例としては下記の通りです。
 定常騒音：冷却塔、冷暖房室外機、冷凍・冷蔵庫室外機、送風機、キュービクル
 変動騒音：自動車走行騒音、荷さばきアイドル、荷さばき後進ブザー、リフト昇降音、台車走行騒音、廃棄物収集作業、外部スピーカ
 衝撃騒音：荷さばき荷下ろし音、リフト衝撃音、荷さばき台車走行音、荷さばき車両ドア開閉音
- 6) 設備の騒音レベルにカタログ値を用いる場合は、測定条件に注意するとともに、必要に応じて基準距離、自由空間(無響室)から半自由空間等への補正を行ってください。
- 7) 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から午前6時までとします。
- 8) 予測式等を用いた計算は別添資料として添付してください。

予測結果の評価と対応策の検討：(予測結果が基準を超える場合は、対応の必要性、対応策の内容、防音効果の程度を検討してください。)

イ 夜間

騒音発生源		基準距離における騒音レベル等(dB)		騒音継続時間又は騒音発生回数	予測地点までの距離(m)				各予測地点における夜間の等価騒音レベル(dB)			
番号	音源名	騒音レベル等	根拠		A地点	B地点	C地点	D地点	A地点	B地点	C地点	D地点
定 常 騒 音												
	定常騒音等価騒音レベル合成値											
変 動 騒 音												
	変動騒音等価騒音レベル合成値											
衝 撃 騒 音												
	衝撃騒音等価騒音レベル合成値											
車 両 走 行												
	車両走行騒音等価騒音レベル合成値											
夜間(午後10時～午前6時)において店舗から発生する騒音全体の等価騒音レベル												
予測地点における環境基準の値												

- 1) 騒音予測地点については、原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地した又は立地可能な住居等の屋外とします。
- 2) 騒音予測地点を建物配置図上に表示してください。
- 3) 影響を及ぼしうる騒音発生源について、騒音の種類別に記載してください。
- 4) 大規模小売店舗立地法第6条第2項または附則第5条第1項に基づく届出を行う場合には、各騒音源の騒音レベルを測定し、その実測値を用いて予測・評価してください。
- 5) 騒音発生源の例としては下記の通りです。
 定常騒音：冷却塔、冷暖房室外機、冷凍・冷蔵庫室外機、送風機、キュービクル
 変動騒音：自動車走行騒音、荷さばきアイドルリング、荷さばき後進ブザー、リフト昇降音、台車走行騒音、廃棄物収集作業、外部スピーカ
 衝撃騒音：荷さばき荷下ろし音、リフト衝撃音、荷さばき台車走行音、荷さばき車両ドア開閉音
- 6) 設備の騒音レベルにカタログ値を用いる場合は、測定条件に注意するとともに、必要に応じて基準距離、自由空間(無響室)から半自由空間等への補正を行ってください。
- 7) 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から午前6時までとします。
- 8) 予測式等を用いた計算は別添資料として添付してください。

予測結果の評価と対応策の検討：(予測結果が基準を超える場合は、対応の必要性、対応策の内容、防音効果の程度を検討してください。)

(2) 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

騒音発生源		基準距離における騒音レベル等(dB)		騒音継続時間又は騒音発生回数	予測地点までの距離(m)				各予測地点における騒音レベルの最大値(dB)			
番号	音源名	騒音レベル等	根拠		A地点	B地点	C地点	D地点	A地点	B地点	C地点	D地点
定常騒音												
変動騒音												
衝撃騒音												
各地点における騒音レベルの最大値												
予測地点における騒音の規制基準												

- 1) 午後10時～午前6時までの時間帯における予測結果とします。
- 2) 予測地点については、大規模小売店舗の敷地の境界線とします。
- 3) 「騒音レベルの最大値」の各予測地点における規制基準値を記載してください。
- 4) 定常騒音については「騒音レベル」、変動騒音及び衝撃騒音については「騒音レベルの最大値」の予測値を記載してください。
- 5) 「騒音レベルの最大値」は、騒音計の「時間重み特性F」を用いて測定した場合のものとしてします。
- 6) 大規模小売店舗立地法第6条第2項または附則第5条第1項に基づく届出を行う場合には、各騒音源の騒音レベルを測定し、その実測値を用いて予測・評価してください。

予測結果の評価と対応策の検討：（予測結果が基準を超える場合は、対応の必要性、対応策の内容、防音効果の程度を検討してください。）